

総務省が定める地場産品基準の記載例について

号	地場産品基準内容	国から認められると考えられる例	認められないと考えられる例
1	本市内において生産されたものであること。(一次産業の品に限る)	日野市内で生産している一次産業の品	
2	本市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。	○市内で生産された牛乳や果物を100%使用して、市外で製造されたジェラート ○市内で生産された酒米を100%使用して、市外において醸造した地酒 ○市内の事業者が100%自社で栽培したリンゴを使用して、市外の工場加工したリンゴジュース ○原材料の柑橘のうち9割以上に市内で生産された柑橘を使用したジュース	×製造に用いる牛乳のうち市内で生産された牛乳を約1割使用した、市外製造のアイスクリーム ×市内で生産された醤油・ポン酢を使用した、市外で加工されたもつ鍋・水炊き ×スチール缶の原材料となる鉄を市内で製造し、そのスチール缶を使用したビール
3	本市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値(全体の半分以上)が生じているものであること。	○市内の事業者が市外で生産された原材料を使用し、市内で加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの ○市外で生産された豚肉を、市内で切断・調理・袋詰めしている豚肉加工品 ○市外で生産された原材料を用いて、市内の醸造所において醸造した酒 ○市外で生産されたグラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な螺鈿細工や漆芸を市内において区域内事業者が施した工芸	×海外で生産し、市内事業者が検品を行っているラジオ ×市外で生産されているが市内の茶商が監修しているペットボトルのお茶 ×市内事業者がパッケージしている市外で生産されたフルーツ ×市外で生産されたビールに、日野市オリジナルのシールを貼ったもの×市外から調達したブロック肉を、市内で単なる切断・パック詰めした精肉 ×市内での工程が、枝肉の切断である精肉
4	本市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。	○日野市域を含む複数の地方団体の区域を管轄するJAに市内で生産された米を出荷して、当該JAが市外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの ○市内で生産後、複数の地方団体を管轄するJAに出荷しており、流通構造上、近隣の団体に生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉 ○市内で肥育後、近隣の複数の団体を管轄する畜場と畜するため、流通構造上、近隣の団体に肥育された牛肉と混在することが避けられない牛肉	×市内で生産されたものと市外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム
5	地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの	当該地方団体のゆるキャラグッズ ・当該地方団体をPRするためのオリジナルのポストカード ・当該地方団体をホームとするスポーツチームの応援グッズ	かつて玩具の一大産地であったことから区域内に所在する協同組合に加盟しているが、現在では区域内に工場がなく区域外で製造する玩具 ・区域内で創業した事業者が区域外で生産する即席麺 ・当該区域の出身者であるパティシエが区域外で製造する洋菓子 ・包装紙に当該地方団体名が記載されているだけのもの ・区域外で製造している電子機器類の待受け画面に、当該地方団体の名称やゆるキャラ等を表示させたもの ・アウトドアブランドと連携協定を結び、当該ブランドと当該地方団体がコラボレーションしたロゴを印字した区域外で製造するアウトドアグッズ ・ゴルフによる町おこしの一環として、区域外で製造されたゴルフ用品に当該地方団体のキャッチコピーを印字したものの ・市のシンボルマークに使われた色を取り入れた限定カラーのルアー
6	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に付帯するものと一緒に提供されるものであって、当該返礼品等の価値が当該提供されるものの価値全体の7割以上であること。	○市内で製造されたそばと市外で製造されたそばつゆのセット ○市内で生産された野菜の詰合せと市外で製造されたバーニカウダソースのセット ○市内で製造された曲げわっぱの弁当箱と市外で製造された弁当箱の収納袋のセット →市内と市外の調達費用を記載してください。その場合、市内の調達費用が全体の7割以上である必要があります。	×市外で生産された商品と日野市のPR冊子をセットにしたもの×市外で製造されたビールと市内で生産されたタオルをセットにしたもの ×海外製のタブレット端末に市内を探索できるアプリをあらかじめダウンロードしたもの ×市内で製造したタオルケットと海外製の空気清浄機をセットにしたもの ×市内で採取したハチミツと海外製のフライパンをセットにしたもの
7	本市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。	○役務(サービス)の提供の場合は、交流人口の増加による波及効果によって横浜の観光に寄与することを目的として、寄附者等が、実際に本市内を訪れることを前提に、本市内で提供されるものであって、次のアからウのいずれかに該当すること。 ア 宿泊本市内施設における宿泊、本市内施設における宿泊を伴うパッケージツアー等 イ 体験本市内を巡るツアー、セーリング体験、観光農園体験、イベント、コンサート等 ウ 食事本市内施設における食事プラン	左記以外の役務(サービス)

【注意事項】

- ①地場産品基準の根拠説明は、下記の「国から認められると考えられる例」に沿った記載を行ってください。
- ②根拠説明の記載がない場合は、返礼品として認められません。
- ③根拠説明のバックデータ(数値、価格の根拠)を総務省から求められる場合があります。
- ④参照:総務省QA [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000893395.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000893395.pdf)